

簡便型総合評価入札参加申込書作成要領

簡便型総合評価競争入札に係る入札参加申込書の作成に関しては、平成24年鳥取県告示第223号（測量等業務の制限付一般競争入札に参加する者の公募に係る一般的事項等について。以下「共通告示」という。）及び調達公告に定めるもののほか、この要領に定めるところによるものとする。

1 記載要領（共通告示様式第1号）

（1）基本事項

共通告示の1の(1)及び(3)についての該当の有無、鳥取県総務部建築設計等業務成果品重点確認実施要綱（平成19年8月10日付第200700074785号鳥取県総務部長通知。以下「成果品重点確認実施要綱」という。）第11条第4号の規定に基づく入札参加の規制及び同要綱第5条の規定に基づく配置技術者の状況について、該当するものすべてを記載すること。

（2）常勤全技術者数

全技術者数（入札書提出期間の前日までに県に登録されている全技術者数のうち、県内の本店又は支店に常勤し、建築関係建設コンサルタント業務に従事し、1年以上の実務経験を有する技術者数をいう。以下同じ。）を記載すること。

（3）資格技術者数

ア 次の表の左欄に掲げる資格技術者については、それぞれ同表の右欄に定める条件を満たすとともに、調達公告で定める条件を満たしていなければならない。

資格技術者	条 件
一級建築士	建築士法（昭和25年法律第202号）第12条から第14条までの規定に基づき実施される一級建築士試験に合格し、同法第4条の規定に基づく免許を受けていること。
二級建築士	建築士法（昭和25年法律第202号）第12条、13条及び第15条の規定に基づき実施される二級建築士試験に合格し、同法第4条の規定に基づく免許を受けていること。

イ 県内の事務所等の常勤技術者のうち、調達公告で定める資格技術者の保有者数を記載すること。

（5）その他

ア 契約権限を有する営業所等が入札参加の申込みを行う場合は、当該営業所等の代表者名等を記載すること。

イ 共同企業体においては、構成員ごとに別葉で入札参加申込書を作成し、代表者となる構成員が一括して提出すること。

2 記載要領（技術点に関する調書）

（1）技術者数

ア 技術者数1

調達公告で定める有効資格（技術者数1）を有する技術者の氏名を技術者氏名欄に記載し、合計欄にその合計人数を記載すること。

イ 技術者数2

調達公告で定める有効資格（技術者数2）を有し、アに計上しない技術者の氏名を技術者氏名欄に記載し、合計欄にその合計人数を記載すること。

ウ 技術者数3

調達公告で定める有効資格（技術者数3）を有する技術者の氏名を技術者氏名欄に記載し、合計欄にその合計人数を記載すること。

なお、同一技術者が一級または二級建築士の資格を有する場合の重複計上を認めるものとする。

エ 技術者数4

建築士法（昭和25年法律第202号）第20条第5項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格を有している技術者の氏名を技術者氏名欄に記載し、合計欄にその合計人数を記載すること。

オ 技術者数5

公益社団法人日本建築積算協会により実施される建築積算士試験に合格し登録を受けている者、または、一般財団法人建築環境・省エネルギー機構により実施されるCASBEE建築評価員試験に合格し、登録を受けている者の氏名を技術者氏名欄に記載し、合計欄にその合計人数を記載すること。

(2) 配置予定技術者

ア 配置技術者とする予定の者を記載すること。なお、予備の者も含め2名まで記載することができる。

イ 管理技術者について、技術者氏名、調達公告で定める資格（技術者数1又は2）の名称、過去3年間に完了した建築関係建設コンサルタント業務において、管理技術者（管理技術者においては担当技術者として従事した実績を含む。）として従事した業務実績名、実績業務の内容証明事項（検査結果通知書等）、実績業務従事役職をそれぞれ該当欄に記載すること。

ウ 管理技術者においては、過去5年間に県が発注した業務（調達公告日の5年前の日の属する年度の4月1日から入札書提出期間の前日までの間に業務の当初契約日から検査結果通知日までが含まれる業務に限る。以下同じ。）のうち、調達公告で定める業務分野から選択した業務項目ごとに管理技術者として従事した業務で、成績評定点が80点以上の業務の、業務名、従事役職及び評定点を記載し、合計欄にその合計件数を記載すること。ただし、記載は最大5件までとする。なお、対象となる業務実績については、所属する会社が同じであることを必要としない。

エ 管理技術者について、総務部発注の建築関係建設コンサルタント業務（入札書提出期間の前日までに落札決定され、かつ、業務完了通知書が提出されていない業務に限る。）において配置技術者として選任されている当初契約金額が900万円以上の業務がある場合、その全てについて業務名、従事役職、契約金額を記載し、合計欄にその合計件数及び合計金額を記載すること。

オ 同種業務実績の確認のため、上記イ～エにかかる同種各業務の検査結果通知書又は契約書等、その業務を担当したことを証する書類の写しを添付すること。

(3) 会社の手持ち業務件数

県が発注した随意契約、限定公募型指名競争入札、制限付一般競争入札及び簡便型総合評価入札により落札し、調達公告日までに業務完了通知書が提出されていない業務の業務名及び履行期間をそれぞれ業務名欄、履行期間欄に記入し、合計欄にその合計件数を記載すること。なお、単独受注、共同企業体での受注のいずれも記載すること。

(4) CPD登録者状況

建築士会CPD制度、建築CPD運営会議等が証明するCPD認定時間数が10単位（時間）／年を有する者の人数が3人以上の場合は、1と記載すること。

(5) 男女共同参画推進企業認定

鳥取県男女共同参画推進企業の認定を受けている場合は、男女共同参画推進企業認定の認定状況欄に有りとして記載すること。

(6) 技術者数、配置技術者の資格、CPD登録者状況及び男女共同参画推進企業認定については、鳥取県測量等業務制限付一般競争入札実施要綱（平成19年8月1日付第200700065699号鳥取県県土整備部長通知）第5条第2項第2号に規定する技術者状況調査に基づく報告を行い、入札書提出期間の前日までに県に登録されている最新のデータを記載すること。

3 事後提出書類

以下の書類については、開札後入札執行者に求められたときに提出するものとする。

(1) 共同企業体で参加する場合

当該共同企業体の各構成員が発注業務の入札及び業務委託費の請求に関する事務を代表となる構成員に委任することを証する委任状

ただし、上記の書類の契約日等については、入札参加申込書を提出した日以前のものでなければならぬ。

(2) 成果品重点確認実施要綱第2条第5号に規定する低価格落札者となった場合
低価格配置技術者調書（共通告示様式第2号）